

倉敷市公共交通マップ作成業務委託仕様書

I. 一般事項

1 仕様書の適用

本仕様書は、発注者が行う「倉敷市公共交通マップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」の定義は、次の各号に定めるところとする。

- （１）指示とは、発注者の発議により発注者が受注者に対し、本業務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- （２）承諾とは、受注者の発議により受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- （３）協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を順守しなければならない。

4 監督員

発注者は、受注者の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定め、発注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、同様とする。

5 秘密の保持

- （１）受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （２）受注者は、本業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び倉敷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月24日条例第2号）等を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項により適切に取り扱うものとする。
- （３）受注者は、発注者が必要と認めた場合を除き、本業務に関するデータ及び資料を他の目的に使用してはならない。

6 管理技術者

- （１）受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- （２）管理技術者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- （３）管理技術者は、本業務を行ううえで、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で

なければならない。

7 配置技術者

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者1名以上を配置することとし、配置する技術者については、提案書に記載したとおりとすること。なお、管理技術者と照査技術者の兼任は不可とする。
- (2) 配置技術者は、業務完了までその変更を認めない。ただし、病気、死亡等の特別な理由がある場合を除く。
- (3) 受注者は、管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

8 資料等の収集

- (1) 本業務の履行上必要な資料等の調査・収集は、原則として受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は、本仕様書に定めのある関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された関係資料が必要なくなった場合は、直ちに返還すること。

9 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。
ア 着手届 イ 実施スケジュール ウ 技術者届 エ 経歴書 オ 業務完了届
カ 完了報告書 キ 納品書 ク 請求書 ケ その他発注者が必要と認める書類
- (2) 指示、承諾及び協議については、原則として書面にて行うものとする。

10 連絡・協議・打合せ等

- (1) 受注者は、発注者と十分な協議・打ち合わせを行った上、業務を実施しなければならない。本業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、必要に応じ適宜協議を行い、その内容を都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務着手時、及び別に示す業務の主要な区切りにおいては、受注者と発注者は打合せを行うものとし、受注者はその結果を記録し、相互に確認するものとする。

11 疑義

受注者は、本業務の実施中に疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その結果を記録整備しておくものとする。

12 協議・打ち合わせ記録等

受注者は、疑義の確認、打ち合わせ、その他の協議の内容について、後日確認ができるように記録を備え、成果品の提出時に添付しなければならない。

13 完了検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく発注者に業務完了届を提出し、成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 前項の検査において、補正を指示されたときは、受注者はただちにこの補正を行い、再度発注者による検査を受けなければならない。

14 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

15 委託料の支払

- (1) 受注者は、完了検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払いを請求することができる。なお、倉敷市財務規則及び倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約約款に規定する前金払及び部分払に関する事項は、本業務委託契約においては適用しない（前金払及び部分払の請求は不可とする）。
- (2) 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うこととする。

16 危険負担

本業務の実施中において受注者の受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わない。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

17 成果品の帰属

成果品は、すべて発注者の所有とし、受注者は、発注者の承諾を得ず、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

18 手直し・再作成等

- (1) 受注者は、本業務完了後3年以内に、本業務の成果品に関して、受注者の責めに帰すべき事由による誤り及び不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により受注者の責任において、直ちに訂正、補足、再作成等の措置を行うものとする。
- (2) 前項の場合において、受注者の責めに帰すべき事由により万一発注者に損害を与えたときは、受注者においてその損害を負担するものとする。

19 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品に係る受注者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。）の全てを、成果品の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、受注者から引渡しを受けた成果品の内容を、受注者の承諾なく自由に公表し、自由に

改変することができるものとする。

20 一括委任等の禁止

- (1) 本業務の全部又は大部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、速やかに書面により発注者に届け出なければならない

21 権利義務の譲渡

受注者は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

22 情報公開

- (1) 受注者は、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）に基づき、当該業務について情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務のため作成した文書を、本業務の契約が終了した後5年間保管しなければならない。

23 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

24 その他

本業務を行う上で必要な検討については、発注者と協議のもと実施すること。

Ⅱ. 特記事項

1 目的

鉄道、バス、コミュニティタクシー（乗合タクシー）等の公共交通に関する情報を分かりやすく提供し、利便性の向上と乗り継ぎの円滑化を図ることで、公共交通の利用促進を図るもの。

2 業務期間

契約締結日から令和7年12月5日まで

3 業務内容

- (1) 「倉敷市公共交通マップ2022」の課題を整理し、鉄道、バス、コミュニティタクシー（乗合タクシー）等の路線図や運行エリアを記載し、利用者目線で分かりやすいレイアウト、デザインの公共交通マップを作成する。
- (2) 公共交通マップは、日本語版と英語版を作成する。ただし、公共交通マップの印刷製本業務は、発注者が別途契約した業者が行う（本業務には含まない）。
- (3) 公共交通マップの作成にあたって、受注者は企画、必要な資料や情報の収集、文章やイラストの作成、デザイン、レイアウト、校正等一切の編集業務及びサンプルの印刷を行う。
- (4) 公共交通マップの作成にあたって、受注者は発注者の指示のもと、交通事業者との協議を行い、掲載内容等のチェックを受けるものとする。

4 公共交通マップの主な配布対象者

- (1) 日本語版
市内への転入者や移住検討者、大学・高校などの新入生、自家用車を運転しない高齢者等
- (2) 英語版
市内在住の外国人等

5 構成

- (1) 全体構成
公共交通マップは、公共交通機関やその利用に係る情報について、一元化して発信することにより、配布対象者が市内での移動をスムーズに行えるようにすること、また交通行動の自発的な変容を促すことに重点を置くものとする。
- (2) 表紙
デザインについては、一目で倉敷市の公共交通マップであることがイメージできるものとする。
- (3) 対象エリア及び掲載地図
対象エリアは倉敷市全域とする。地図作成の際は、最新の国土地理院の基盤地図情報を使用することとし、縮尺、距離感等を分かりやすく工夫すること。

(4) 掲載情報（主なもの）

ア 市内の鉄道、路線バス、コミュニティタクシー（乗合タクシー）は全路線を掲載すること（駅、停留所、経路、系統ナンバリング等）。

イ 路線バス、鉄道、コミュニティタクシー（乗合タクシー）については、二次元コードを配置するなど、利用者が交通事業者又は市のウェブサイトへ容易にアクセスし、運行時刻や運行情報等を閲覧できるよう工夫すること。

ウ 市内を運行する路線バス、鉄道事業者の問い合わせ先等を記載すること。

エ 上記ア～ウの他、本市の特性を考慮した上で公共交通の利用のために必要な情報を、発注者と協議の上決定し、掲載すること。

(5) 定期的な情報更新のための配慮

データの作成にあたっては、将来的な路線や停留所名の変更等があった場合に、発注者の担当者において定期的な情報更新が可能な仕組みとするため、事前にAdobe Illustratorデータのレイヤー管理等について、発注者と協議の上作業を行うこと。

6 規格

(1) サイズ等

A1サイズ、両面1枚（カラー）とし、WEBページ（PC・スマートフォン等）による閲覧にも配慮されたものとする。

(2) 印刷製本

印刷製本業務については、発注者が別途契約した業者が行うため本業務には含まない。

（印刷は両面4色カラー、折り方は蛇腹折（3山4面）で210mm×594mm後、蛇腹折（5山6面）、仕上がりサイズ99mm×210mmを想定している。）

(3) 校正

5回以内を想定している。受注者の側においても責任をもって行うこと。出力紙の提出は原則持参による（電子メールでのやり取りも一部可）。

(4) 既存の公共交通マップデータについて

「倉敷市地域公共交通マップ2022」のAdobe Illustratorデータファイルを貸与することは可能だが、データの内容については最新の情報を確認の上参考とすること。

また、施設の立地に関するデータ等は、GISデータファイル（Shape形式）の貸与が可能であるので、必要な場合は申し出ること。

7 打合せ

本業務における打合せは、原則倉敷市役所で行う。打合せは次の主要な区切りにおいて行うこととし、全3回を予定している。

ア 業務着手時

イ 中間時

ウ 完成時

8 成果品

(1) 提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

ア 作成した公共交通マップを印刷したもの（サンプル） 日本語版 5 部、英語版 5 部

イ 公共交通マップ電子データ（日本語版及び英語版）

・ Adobe Illustrator データ（アウトライン化前・後の 2 パターン） 各 1 式

・ PDF データ 各 1 式

ウ 完了報告書 2 部

エ その他本仕様書に指定された書類 各 1 部

(2) 公共交通マップの電子データは、Adobe Illustrator データ（アウトライン化前・後の 2 パターン）及び PDF データ一式を CD-ROM 等の電子記録媒体により提出すること。PDF データは、WEB 閲覧・ダウンロード用に最適化（サイズ・画質・データ容量）されたものを納品すること。

(3) 提出する電子記録媒体について、市場性の高い最新のソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックに関しては、使用したソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を明記したケースに収納し提出すること。

9 成果品の納入期限

令和 7 年 12 月 5 日（金）

10 成果品の納入場所

倉敷市建設局都市計画部交通政策課

11 その他

(1) 構成、規格については、発注者と協議のうえ変更することができる。

(2) 成果品の原版及びデータの所有権等、一切の権利は発注者に帰属するものとする。また、成果品及び成果品に使用された写真、イラスト、文章等は、発注者が作成するホームページや各種情報提供のために自由に使用でき、その使用のために改変を行うことができるものとする。

(3) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。